

市町村合併に係る住民投票等の状況

- [市町村合併に係る住民投票条例の制定状況](#)
- [市町村合併に係る住民投票条例制定の直接請求\(地方自治法第74条\)](#)
- [市町村合併に係る議会の解散の直接請求\(地方自治法76条\)](#)
- [市町村合併に係る長の解職の直接請求\(地方自治法81条\)](#)
- [市町村合併に係る長の辞職勧告決議の状況](#)
- [市町村合併に係る長の不信任議決の状況\(地方自治法178条\)](#)
- [合併協議会の設置の直接請求\(合併特例法4条、4条の2\)](#)

市町村合併に係る住民投票条例の制定状況

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 条例の名称 | 公布年月日 | 投票実施年月日 | 内容 | 結果 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-----------|-----------|-------------------------|--|--|
| 奈井江町 | 奈井江町合併問題に関する住民投票条例 | H15.9.22 | H15.10.26 | H17.3までの合併の可否 | 投票率:一般73.01%、子供87.21% 投票結果:合併する(一般26.39%、子供15.81%)、合併しない(一般73.61%、子供84.19%) | 町長提案による制定 一般投票有資格者:18歳以上 子供投票有資格者:小学5・6年生、中学生、高校生に相当する年齢の方 |
| 月形町 | 月形町合併問題に関する投票条例 | H15.12.26 | H16.2.1 | 合併の賛否 | 投票率:84.79% 投票結果:合併する56.57%、合併しない43.43% | 町長提案による制定 投票率60%以上で開票 |
| 浜益村 | 浜益村が石狩市・厚田村と合併することの可否に関する住民投票条例 | H16.3.31 | H16.11.7 | 石狩市、厚田村と合併することの可否 | 投票率:82.60% 投票結果:合併する75.10%、合併しない24.90% | 直接請求による制定 投票率60%以上で開票 |
| 標津町 | 標津町が中標津町及び羅臼町と合併することについて可否を問う住民投票条例 | H16.4.30 | H16.6.13 | 中標津町、羅臼町との合併の可否 | 投票率:74.59% 投票結果:合併する27.25%、合併しない72.75% | 町長提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 中札内村 | 中札内村の合併についての意思を問う住民投票条例 | H16.6.14 | H16.11.28 | 帯広市と合併することの可否 | 投票率:81.61% 投票結果:合併する42.58%、合併しない57.42% | 村長提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 日高町 | 日高町合併に関する住民投票条例 | H16.7.13 | H16.8.8 | 合併の枠組みとその可否 (自立を含む。) | 投票率:80.90% 投票結果:平取町と合併する25.99%、門 | 請願による制定 |

| | | | | | | |
|------|--|-----------|-----------|---------------------------------|--|--------------------------|
| | | | | | 別町と合併する2.49%、平取町・門別町と合併する59.74%、合併しない11.78% | |
| 南幌町 | 南幌町が由仁町及び栗山町との合併についての意思を問う住民投票条例 | H16. 7.16 | H16.10.31 | 由仁町、栗山町と合併することの可否 | 投票率:66.68% 投票結果:合併する44.5%、合併しない55.5% | 町長提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 中標津町 | 中標津町が羅臼町との合併することについての可否を問う住民投票条例 | H16.10.29 | H16.11.28 | 中標津町が羅臼町との合併することについての可否 | 投票率:60.76% 投票結果:合併する39.17%、合併しない60.83% | 議員提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 石狩市 | 石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票条例 | H16.12.3 | H17.1.16 | 石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否 | 投票当日の投票資格者:44,879人 投票者:19,450人 投票率:43.34% 開票制限の投票率に達せず未開票 | 直接請求による制定 投票率60%以上で開票 |
| 白糠町 | 白糠町が釧路市、阿寒町及び音別町と合併することについての意思を問う住民投票条例 | H16.12.9 | H17.1.16 | 白糠町が釧路市、阿寒町及び音別町と合併することについての意思 | 投票率:64.14% 投票結果:賛成44.53%、反対55.47% | 議員提案による制定 投票率60%以上で開票 |
| 津別町 | 津別町が北見市、常呂町、端野町、留辺蘂町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.12.10 | H17.1.30 | 津別町が北見市、常呂町、端野町、留辺蘂町と合併することの是非 | 投票率:79.49% 投票結果:賛成36.82%、反対63.18% | 直接請求による制定 投票率60%以上で開票 |
| 留辺蘂町 | 留辺蘂町が北見市、常呂町、津別町、端野町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.12.20 | H17.1.30 | 留辺蘂町が北見市、常呂町、津別町、端野町と合併することの是非 | 投票率:71.74% 投票結果:賛成59.55%、反対40.45% | 直接請求による制定 投票率55%以上で開票 |
| 端野町 | 端野町と北見市、津別町、常呂町及び留辺蘂町が合併することの賛否を問う住民投票条例 | H17.1.11 | H17.1.30 | 端野町と北見市、津別町、常呂町及び留辺蘂町が合併することの賛否 | 投票率:66.65% 投票結果:賛成65.09%、反対34.91% | 町長提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 常呂町 | 常呂町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.1.14 | H17.1.30 | 合併の賛否 | 投票率:76.40% 投票結果:賛成54.98%、反対45.02% | 町長提案による制定 投票率55%以上で開票 |
| 風連町 | 風連町と名寄市の合併について町民の意思を問う住民投票条例 | H16.12.21 | H17.2.6 | 風連町と名寄市の合併について町民の意思 | 投票率:77.50% 投票結果:賛成64.95%、反対35.05% | 議員提案による制定 投票率60%以上で開票 |
| 佐呂間町 | 佐呂間町が上湧別町・湧別町と合併することの可否に関する住民投票条例 | H16.12.22 | H17.2.20 | 佐呂間町が上湧別町・湧別町と合併することの可否 | 投票率:71.96% 投票結果:賛成56.29%、反対43.71% | 直接請求による制定 投票率60%以上で開票 |
| 湧別町 | 佐呂間町、上湧別町、湧別町合併についての住民投票に関する条例 | H16.12.24 | H17.2.20 | 佐呂間町、上湧別町、湧別町の合併の是非 | 投票率:79.16% 投票結果:賛成43.96%、反対56.04% | 議員提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 女満別町 | 女満別町が東藻琴村と合併することの賛否を問う住民投票条例 | H17.1.26 | H17. 2.27 | 女満別町が東藻琴村と合併することの賛否 | 投票率:76.43% 投票結果:賛成58.50%、反対41.50% | 町長提案による制定 投票率50%以上で開票 |
| 東藻琴村 | 東藻琴村が女満別町と合併することについての賛否を問う住民投票条例 | H17.1.26 | H17. 2.27 | 東藻琴村が女満別町と合併することについての賛否 | 投票率:82.73% 投票結果:賛成76.64%、反対23.36% | 村長提案による制定 投票率60%以上で開票 |

| | | | | | | |
|-----|----------------------------|----------|----------|-------------------|---------------------------------------|---|
| 虻田町 | 虻田町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.2.7 | H17.2.27 | 虻田町の合併についての是非 | 投票率:47.87% 投票結果:賛成72.78%、反対27.22% | 直接請求による制定 投票率が60%以上あった場合はその結果を尊重する。 (投票率が60%未満でも開票) |
| 豊浦町 | 豊浦町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.2.8 | H17.2.27 | 豊浦町の合併についての是非 | 投票率:61.73% 投票結果:賛成31.90%、反対68.10% | 直接請求による制定 投票率が50%以上あった場合はその結果を尊重する。 (投票率が50%未満でも開票) |
| 静内町 | 静内町町民投票条例 | H17.1.7 | H17.3.20 | 三石町との合併の賛否 | 投票率:55.80% 投票結果:賛成69.51%、反対30.49% | 町政全般の重要事項についての町民の意向を問うための住民投票条例(常設型) |
| 三石町 | 三石町町民投票条例 | H17.1.13 | H17.3.20 | 静内町との合併の賛否 | 投票率:77.24% 投票結果:賛成55.78%、反対44.22% | 町政全般の重要事項についての町民の意向を問うための住民投票条例(常設型) |
| 穂別町 | 穂別町と鶴川町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.2.23 | H17.3.20 | 穂別町と鶴川町の合併についての是非 | 投票率:82.964% 投票結果:賛成63.03%、反対36.97% | 直接請求による制定 投票率55%以上で開票 |
| 日高町 | 日高町合併に関する住民投票条例 | H17.2.28 | H17.3.20 | 日高町と門別町との合併の賛否 | 投票率:83.54% 投票結果:賛成69.87%、反対30.13% | 請願による制定 |

市町村合併に係る住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条)

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 条例(案)の名称 | 請求年月日 | 署名数(有権者数) | 議案付議年月日 | 内容 | 議決結果 |
|------|---|----------|-------------------|-----------|--------------------------------|------|
| 更別村 | 更別村合併問題に関する住民投票条例 | H16.2.9 | 1,005 (2,706) | H16.2.20 | 合併の枠組み及びその可否 | 否決 |
| 浜益村 | 浜益村が石狩市・厚田村と合併することの可否に関する住民投票条例 | H16.2.18 | 1,044 (1,935) | H16.3.4 | 石狩市・厚田村と合併することの可否 | 可決 |
| 南幌町 | 南幌の合併についての意思を問う住民投票に関する条例 | H16.3.15 | 2,483 (7,365) | H16.3.19 | 合併の枠組み及びその可否 | 否決 |
| 白滝村 | 白滝村合併問題に関する住民投票条例 | H16.5.21 | 574 (971) | H16.6.9 | 合併の枠組み及びその可否 | 否決 |
| 熊石町 | 熊石町が八雲町等と合併することの可否を住民投票に付するための条例 | H16.6.14 | 97 (3,059) | H16.6.24 | 八雲町等と合併することの可否 | 否決 |
| 石狩市 | 石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票条例 | H16.9.27 | 4,816 (45,237) | H16.10.15 | 石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否 | 可決 |
| 佐呂間町 | 佐呂間町が上湧別町・湧別町と合併することの可否に関する住民投票条例 | H16.11.4 | 2,013 (5,411) | H16.11.30 | 佐呂間町が上湧別町・湧別町と合併することの可否 | 可決 |
| 留辺蘂町 | 留辺蘂町が北見市・常呂町・津別町、端野町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.11.5 | 3,489 (7,697) | H16.11.24 | 留辺蘂町が北見市・常呂町・津別町、端野町と合併することの是非 | 可決 |
| 津別町 | 津別町が北見市・常呂町・端野町、留辺蘂町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.11.8 | 3,546 (5,586) | H16.11.24 | 津別町が北見市・常呂町・端野町、留辺蘂町と合併することの是非 | 可決 |
| 音別町 | | H16.12.3 | | H16.12.10 | | 否決 |

| | | | | | | |
|------|---|---|--------------------|---|--------------------------------|----|
| | 音別町が釧路市、阿寒町及び白糠町と合併することの可否を問う住民投票条例 | | 984 (2,296) | | 音別町が釧路市、阿寒町及び白糠町と合併することの可否 | |
| 常呂町 | 常呂町が北見市、津別町、端野町、留辺蘂町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.12.28 | 1,870 (3,970) | H17.1.11 | 常呂町が北見市、津別町、端野町、留辺蘂町と合併することの是非 | 否決 |
| 訓子府町 | 訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例 | H16.12.28 | 2,634 (5,092) | H17.1.13 | 訓子府町が置戸町と合併することの可否 | 否決 |
| 栗沢町 | 栗沢町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.1.28 | 323 (6,141) | H17. 2. 2 | 岩見沢市と北村との合併についての是非 | 否決 |
| 虻田町 | 虻田町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.1.24 | 561 (7,885) | H17. 2. 7 | 虻田町の合併についての是非 | 可決 |
| 豊浦町 | 豊浦町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.1.26 | 409 (4,253) | H17. 2. 7 | 豊浦町の合併についての是非 | 可決 |
| 深川市 | 深川市の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.1.21 | 2,052 (21,991) | H17. 2. 8 | 深川市の合併についての是非 | 否決 |
| 大野町 | 大野町が上磯町と合併することの可否を問う住民投票条例 | H17.1.27 | 796 (8,755) | H17. 2.15 | 大野町が上磯町と合併することの可否 | 否決 |
| 穂別町 | 穂別町と鶴川町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H17.2.14 | 1,328 (3,024) | H17. 2.22 | 穂別町と鶴川町の合併についての是非 | 可決 |
| 阿寒町 | 阿寒町が釧路市、音別町及び白糠町と合併することの可否を問う住民投票条例 | H17.2.10 | 425 (5,374) | H17. 2.28 | 阿寒町が釧路市、音別町及び白糠町と合併することの可否 | 否決 |
| 門別町 | 門別町と日高町と合併することの可否を住民投票に付するための条例 | H17.2.23 | 633 (10,518) | H17. 3. 7 | 門別町と日高町と合併することの可否 | 否決 |
| 由仁町 | 由仁町の合併についての意思を問う住民投票条例 | H16.11.25 署名簿提出 | 1,369 (5,658) | H16.12.17に代表請求者に署名簿を返付済、請求期間内に請求がなかったため失効 | | |
| 伊達市 | 伊達市が壮瞥町及び大滝村と合併することの賛否を問う住民投票条例 | H16.11.24 署名簿提出 | 10,282 (29,966) | H16.12.20に代表請求者に署名簿を返付済、請求期間内に請求がなかったため失効 | | |
| 端野町 | 端野町が北見市、常呂町、津別町、留辺蘂町と合併することの是非を問う住民投票条例 | H16.12.29 署名簿提出 | 1,457 (4,393) | H17.1.18に代表請求者に署名簿を返付済、請求期間内に請求がなかったため失効 | | |
| 女満別町 | 女満別町合併問題に関する住民投票条例 | H16.10.7に請求代表者証明書を交付、告示をしたが、署名簿提出期間内に署名簿の提出がなかったため不成立。 | | | | |
| 白糠町 | 白糠町が釧路市、阿寒町及び音別町と合併することの可否を問う住民投票条例 | H16.11.24に請求代表者証明書を交付、告示をしたが、署名簿提出期間内に署名簿の提出がなかったため不成立。 | | | | |
| 北見市 | 北見市が端野町、常呂町、留辺蘂町と合併することの市民の意思を問う住民投票条例 | H17.2.10に請求代表者証明書を交付、告示をしたが、署名簿提出期間内に署名簿の提出がなかったため不成立。 | | | | |

市町村合併に係る議会の解散の直接請求(地方自治法76条)

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 請求代表者証明書 交付、告示年月日 | 請求 年月日 | 署名数 (有権者数) | 解職請求の 請求年月日 | 投票実施 年月日 | 投票結果 |
|------|----------------------|--------------------|---------------|-----------------|-------------|------|
| 白滝村 | H17.1.17 | H17. 2. 9 署名簿提出 | 278 (965) | 有権者の1/3に至らず不成立。 | | |

市町村合併に係る長の解職の直接請求(地方自治法81条)

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 請求代表者証明書 交付、告示年月日 | 請求年月日 | 署名数 (有権者数) | 解職請求の 請求年月日 | 投票実施 年月日 | 投票結果 |
|------|----------------------|----------------------------|-----------------|----------------|-------------|-----------------|
| 南幌町 | H16.9.15 | H16.10.20 署名簿提出 | 2413 (7,376) | | | 有権者の1/3に至らず不成立。 |
| 音別町 | H17.1.7 | 署名簿提出期間内に署名簿の提出がなかったため不成立。 | | | | |
| 南幌町 | H16.11.22 | 署名簿提出期間内に署名簿の提出がなかったため不成立。 | | | | |

市町村合併に係る長の辞職勧告決議の状況

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 辞職勧告の理由 | 辞職勧告決議の 議決年月日 及び結果 | 辞職勧告決議の 結果に対する 首長の状況 |
|------|---|--------------------------|----------------------------|
| 洞爺村 | <ul style="list-style-type: none"> 合併問題に対する村長の取組姿勢に対する不信 道路整備における住民要望や請願に対する誠意のない対応 街並み整備の取組の遅れに対する説明がされていない | H15.12.17 可決 | 辞職せず |
| 日高町 | 住民投票の結果は、過半数が平取町と門別町との三町合併であったが、三町合併が厳しい状況下で住民の意向が反映できないとすれば、本来は白紙が再協議すべきところを町長は、門別町との二町合併を進めようとしていることに対する責任を問うもの。 | H16.8.30 可決 | 辞職せず |

市町村合併に係る長の不信任議決の状況(地方自治法178条)

(平成17年3月22日現在)

| 市町村名 | 不信任議案の提出理由 | 不信任議案の 議決年月日 及び結果 | 不信任議決の 結果に対する 首長の状況 |
|------|---|-------------------------|---|
| 洞爺村 | <p>一. 合併問題に対する取り組み、住民説明、住民対応について、今の洞爺村にあっては、合併問題に対して行政の舵取りが最大の関心事である。十二月の村政懇談会等での説明会の六ヶ所中五会場において、挨拶のみにて退席している。その考えを資したところ、職員でも対応できるなど、村長としての誠意ある説明責任を果たしていない。また、周辺自治体や議会からも、村長の言動により信頼を損ねている。合併問題に関しては、議会の再三の要請にもかかわらず十分な事前の協議や相談もなく、全く単独行動で住民軽視、議会軽視である。</p> <p>二. 道路整備関係においては、地区住民の村道への移管の請願や議会の請願採択・議会の意志をも無視し、誠意ある対応とはいえない。そのことにより関係機関の信頼を損ね、他の事業にも悪影響を及ぼす状況にある。</p> <p>三. 街並み整備(アートシンボルストリート)事業にあっては、村独自の具体的な取り組みの遅れと、関係者への説明責任を十分に果たしていない。このことは、今後の事業にあって大きなマイナス要因になるばかりでなく、関係者の信頼を損ねている。</p> <p>かかる村長の行為は、まさに、洞爺村村民の信頼を裏切り、村の立場を危うくするも</p> | H16.1.21 可決 | 辞職せず 自治法178条1項に基づき、H16.1.30に議会の解散を通知 |

| | | | |
|-----|---|----------------|------------------------------|
| | <p>のであり、この責任はきわめて重大である。 我々は、このような村長を信任できない。 これが、不信任決議案を提出する理由である。</p> | | |
| 洞爺村 | H16.1.21に提出した理由と同じ。 | H16.3.10 可決 | 自治法第178条2項に基づき、同日付で失職し、再出馬せず |

合併協議会の設置の直接請求(合併特例法4条、4条の2)

(平成17年3月22日現在)

| 根拠 | 住民発議 年月日 | 請求の 有無 | 市町村名 | 対象市町村 の回答 | 議決の 結果 | 手続きの状況 |
|------|-------------|-----------|------|--------------|-----------|--|
| 4条の2 | H14.1.10 | 有 | 釧路市 | — | 可決 | 手続き終了 |
| | | 有 | 釧路町 | — | 可決 | |
| 4条の2 | H14.11.7 | 有 | 網走市 | — | 可決 | 手続き終了 |
| | H14.11.1 | 有 | 東藻琴村 | — | 否決 | |
| | H14.10.31 | 有 | 女満別町 | — | 否決 | |
| | H14.11.1 | 有 | 斜里町 | — | 否決 | |
| | H14.11.6 | 有 | 清里町 | — | 否決 | |
| | H14.11.1 | 有 | 小清水町 | — | 否決 | |
| 4条の2 | H14.11.25 | 有 | 美幌町 | — | 可決 | 手続き終了 |
| | H14.11.11 | 有 | 東藻琴村 | — | 否決 | |
| | H14.11.20 | 有 | 女満別町 | — | 否決 | |
| | H14.11.14 | 有 | 津別町 | — | 否決 | |
| 4条 | H14.12.21 | 有 | 赤井川村 | — | — | 手続き終了 |
| | | — | 小樽市 | 付議しない | — | |
| 4条の2 | H15.1.8 | 有 | 室蘭市 | — | 可決 | 手続き終了 |
| | | 有 | 登別市 | — | 否決 | |
| 4条 | H15.11.25 | 有 | 和寒町 | — | — | 取下げ |
| | | — | 剣淵町 | — | — | |
| 4条 | H15.12.1 | 有 | 滝上町 | — | 否決 | 手続き終了 |
| | | — | 紋別市 | 付議する | 可決 | |
| 4条 | H16.3.3 | 有 | 朝日町 | — | 可決 | 手続き終了(設置) |
| | | — | 士別市 | 付議する | 可決 | |
| 4条 | H16.3.18 | 有 | 池田町 | — | — | 手続き終了 |
| | | — | 音更町 | 付議しない | — | |
| 4条 | H16.5.18 | 有 | 上湧別町 | — | 否決 | 7/13 上 議会付議 7/15 生・遠・丸・白 議会付議し、同日可決 7/20 上 質疑、意見陳述、否決 上湧別町において住民投票実施の直接請求 が10月6日に提出され、10月28日に告示、11 月7日に住民投票を実施。 投票率:80.63% 投票結果:賛成38.47%、反対61.53% |
| | | — | 生田原町 | 付議する | 可決 | |
| | | — | 遠軽町 | 付議する | 可決 | |
| | | — | 丸瀬布町 | 付議する | 可決 | |
| | | — | 白滝村 | 付議する | 可決 | |

[市町村合併の状況へ戻る](#)

